

秩父市空き工場・倉庫・店舗・事務所及び空き用地登録事業事務取扱要領

(目的)

第1条 市内の空き工場・空き倉庫・空き店舗・空き事務所・空き用地（以下「空き工場・店舗等」という）を有効活用し、産業誘致等を推進することにより、雇用の場の確保と市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(概要)

第2条 市民や不動産業者等が、空き工場・店舗等の情報を市に登録し、その情報を市のホームページ等に掲載することにより、市内に空き工場・店舗等を必要としている企業や事業主、また起業しようとする者へ情報の提供を行う。

(登録)

第3条 登録を希望する者は、空き工場・倉庫・店舗・事務所情報登録（変更）申請書（様式第1号）又は空き用地情報登録（変更）申請書（様式第2号）により申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、その内容を審査し現地確認等を行い適当と認めるときは、市の台帳に登録しホームページ等で公開することとする。また不適当と認めるときは当該申請者に通知することとする。

3 登録の期間は2年間とし、登録期間終了までに申請者より登録の削除の申し出のない場合は継続して登録することとする。

(空き工場・店舗等の登録要件)

第4条 空き工場・店舗等として登録申請できる物件は秩父市内に所在し、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 空き工場・空き倉庫情報登録

ア 空き工場・空き倉庫については、概ね延べ床面積300平方メートル以上を有し、敷地が幅員4メートル以上の公道に接していること。

イ 空き工場・空き倉庫情報登録申請者と土地及び建物の登記名義人が同一であること。（不動産業を営む者については、この限りでない。）ただし、土地の登記名義人が異なる場合について、その名義人の承諾を得ている場合はこの限りでない。なお、この場合、土地の登記名義人の承諾書（様式第3号）を市に提出するものとする。

ウ 敷地の境界が明確であり、敷地及び建物の所有権等の権利の帰属について、争いのない物件であること。

エ 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は設定されていても物権の売買・賃貸契約時までに抹消が確実であること。

オ 市税等の滞納処分等がない物件であること。

(2) 空き店舗情報登録

ア 従前店舗として利用されていたもの、また新規の店舗として利用可能なもの。

イ 空き店舗情報登録申請者と土地及び建物の登記名義人が同一であること。（不動産業を営

む者については、この限りでない。)ただし、土地の登記名義人が異なる場合について、その名義人の承諾を得ている場合はこの限りでない。なお、この場合、土地の登記名義人の承諾書(様式第3号)を市に提出するものとする。

ウ 敷地の境界が明確であり、敷地及び建物の所有権等の権利の帰属について、争いのない物件であること。

エ 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は設定されていても物権の売買・賃貸契約時まで抹消が確実であること。

オ 市税等の滞納処分等がない物件であること。

(3) 空き事務所情報登録

ア 従前事務所として利用されていたもの、また新規の事務所として利用可能なもの。

イ 空き事務所情報登録申請者と土地及び建物の登記名義人が同一であること。(不動産を営む者については、この限りでない。)ただし、土地の登記名義人が異なる場合について、その名義人の承諾を得ている場合はこの限りでない。なお、この場合、土地の登記名義人の承諾書(様式第3号)を市に提出するものとする。

ウ 敷地の境界が明確であり、敷地及び建物の所有権等の権利の帰属について、争いのない物件であること。

エ 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は設定されていても物権の売買・賃貸契約時まで抹消が確実であること。

オ 市税等の滞納処分等がない物件であること。

(4) 空き用地情報登録

ア 概ね1,000平方メートル以上の面積を有し、幅員4メートル以上の公道に接していること。

イ 工業用途に適する土地であること。

ウ 空き用地情報登録申請者と土地の登記名義人が同一であること(不動産を営む者はこの限りでない。)又は売買・賃貸契約時まで一致することが確実であること。

エ 土地の境界が明確であり、所有権等の権利の帰属について、争いのない物件であること。

オ 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は設定されていても物権の売買・賃貸契約時まで抹消が確実であること。

カ 市税等の滞納処分等がない物件であること。

(物件登録できる不動産業者の要件)

第5条 宅地建物取引業の免許を有し、市内に本店又は支店を有していること又は市内に事務局を置く関係団体(宅地建物取引業協会等)に所属していること。ただし、市内に本店又は支店を有しない事業所であっても、立地用地等に関する情報を有する場合で、市長が認めた場合はこの限りでない。

(登録事項の変更申請)

第6条 空き工場・店舗等の登録申請者は、自己の登録物件に関し、申請内容に変更等が生じた場合、速やかに空き工場・倉庫・店舗・事務所情報登録(変更)申請書(様式第1号)又は空

き用地情報登録（変更）申請書（様式第2号）を提出するものとする。

（登録の削除申請）

第7条 空き工場・店舗等の登録申請者は、自己の都合により登録物件を削除したいときは、空き工場・店舗等情報登録削除申請書（様式第4号）を提出し、登録物件を削除することができる。

（現況の調査）

第8条 市は、登録された空き工場・店舗等についての現状に関し報告を求め、実地に調査をすることができるものとする。

2 市は、前項の報告又は調査を実施したときに、空き工場・店舗等の登録物件の現況が、登録当初の状況と著しくかけ離れるなど、登録物件として不相当と判断した場合は、物件登録を削除することができる。登録物件を削除した場合は、当該申請者に通知することとする。

（交渉）

第9条 空き工場・店舗等の情報提供を希望する者は、空き用地等物件情報提供申請書（様式第5号）により市長に申請するものとする。

2 契約が成立した場合は、当該物件所有者及び物件情報提供申請者は市へ報告するものとする。不成立の場合も同様とする。

3 市は、当該物件の契約が成立した場合、速やかに台帳からその物件を削除し、不成立のときは引き続き掲載するものとする。

（免責事項）

第10条 市のホームページ等に掲載する情報は、申請者から提供された情報を掲載するものであり、内容の真正を保証するものではない。また、市は物件の情報提供を行うのみで、物件の賃貸、売買、交渉等の取引については一切これに関与しない。

2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

（情報提供の範囲）

第11条 物件情報の提供を希望している者が、次に掲げることを目的としていると思われる場合は、申請を受理しないことができるものとする。

- （1）産業廃棄物やゴミの投棄を行う場合。
- （2）爆発物など、周辺住民に危険を与える恐れのある物の保管をする場合。
- （3）カルト集団など反社会的な組織活動をする場合。
- （4）単に住宅等の用に供する場合。
- （5）利用の目的が不明瞭である場合。
- （6）その他、市長が不相当と認めた場合。

（施行期日）

この要領は平成22年9月1日から施行する。

この要領は令和6年9月1日から施行する。

平成22年7月16日 決裁

令和6年7月30日 決裁

空き用地情報登録（変更）申請書

年 月 日

秩父市長 様

申請者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (法人名及び代表者氏名)
 電話・担当者

下記について申請いたします。

1 物件種目	空き用地	
2 物件所在地	秩父市	
3 所有者	〒 ー 住 所 氏 名 電 話	
4 賃貸条件	価 格	公開する ・ 非公開にする 円/月 その他 ()
		契約期間 年
	希望業種	
5 売買条件	価 格	土地 円 その他 ()
6 交 通	鉄 道	最寄駅 駅 (所要時間 分)
	目 標 物	
7 土 地	面 積	m ²
	地 目	
	現 況	
	設 備	
8 その他		

【申請書記載要領及び添付書類】

- 1) 3・4 (価格の非公開を希望) 以外の項目については、インターネット等、一般に公開します。
- 2) その他添付書類等 ①公図 ②案内図 ③登記簿謄本 ④運転免許証等本人確認ができる書類の写し
⑤宅地建物取引業者は免許証・委任状等の写し

※ 本物件の取引に関する紛争等については、自己の責任において処理します。
 また、本物件の契約が成立した場合は速やかに市へ報告いたします。

署 名 _____

様式第3号

承 諾 書

年 月 日

秩父市長 様

住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者氏名)
電 話

私所有の下記土地に建築されている店舗・工場・倉庫・事務所を(住所)

(氏名) _____が、秩父市の実施する秩父市空き工場・倉庫・店舗・事務所
及び空き用地登録事業に登録することを承諾します。

また、下記土地について抵当権等の所有権以外の権利は設定されておりません。

記

(土地の表示)

所在地番 _____

様式第4号

空き工場・店舗等情報登録削除申請書

年 月 日

秩父市長 様

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者氏名)
電話・担当者

年 月 日付で登録（変更）申請した下記の物件について、登録を削除したいので申請します。

1 物件種目	① 空き工場 ② 空き倉庫 ③ 空き店舗 ④ 空き事務所 ⑤ 空き用地
2 物件所在地	秩父市
3 所有者	〒 ー 住 所 氏 名 電 話
4 面積	m ²
5 削除理由	
6 その他	

様式第5号

空き工場・店舗等情報提供申請書

年 月 日

秩父市長 様

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者氏名)
電話・担当者

下記の物件について、情報の提供を受けたいので申請します。

1 物件種目	① 空き工場 ② 空き倉庫 ③ 空き店舗 ④ 空き事務所 ⑤ 空き用地
2 物件 No.	No.
3 物件所在地	秩父市
4 情報提供目的	
5 現事業所概要	
6 取得後の利用形態	

本物件を取得した際には、秩父市及び近隣住民に対して迷惑にならないよう事業展開します。

年 月 日

署名 _____